

江藤新平関係文書——書翰の部（六）——

江藤新平関係文書研究会（代表 島善高）

一一二 島義勇書翰

1〔明治二年〕正月八日

（巻封）「江藤賢兄 島義勇

玉案下

先剋大村之氣附、先生御同意之図合も御坐候得共、両輔相公之御見込も有之、何れニケ所三ヶ所も京都江御伺にも相成候方公平ト奉存候、明日御供仕度御坐候条、御差練宜御坐候は者、明六ツ半時頃御誘に可罷出ト奉存候、匆忙、挥手

正月八日

編者註

（一枚一八cm ㊦013-313）

①大村は大村益次郎。
②両輔相公とは、三條実美と岩倉具視。「慶應四年八月官員録」に、行政官の輔相に「三條右大臣」「岩倉右兵衛督」とある。

2〔明治二年〕正月十一日

（巻封）「江藤賢兄 義勇

左右執事

拝見仕候、今日者大木丹丘二公御招待に付、拙にも昇堂候様被仰下、忝奉拝謝候、萬障差練參上可仕之處、昨日申上置候通、最前約東之客来有之、^{（前課進）}□之に俗客数輩来り、一醉陶然之興崖に而、何分趨走不任所存、乍自由御無礼申上度、昨晚御教諭之次第も有之、微衷をも申上度、何れ近日遂參度奉存候条、不惠御聞濟被下度、扱此

之趙帖十二、乍輕少持合候品に而進上之、聊表御厚意たてまつる義に御坐候、醉餘匆忙、筆不盡意

正月十有一日

己巳元日賜酒

義勇

昨日まで鎧いし世をも改りゆたりに酔る九重乃春

右酔後御坐興に呈上、御一笑々々

(一枚一八 cm ㊦013-314)

編者註

①丹丘は多久茂族の謂。佐賀の多久には四代邑主多久茂文によって建てられた聖廟があり、孔子を祀っているが、その聖廟の屋根や柱は赤色(つまり丹)であり、孔子の字は丘である。そこで丹丘といえは多久を指すようになった。多久茂族は戊辰の年、白川口參謀として会津若松攻撃に従事、同十一月其功により天皇から宝刀・金若干を下賜された(『佐賀県歴史人名事典』)。のち太政官少弁(『明治二年十二月職員録』)。
②趙帖は、中国元代の官吏で書家の趙孟頫の書状を模して木版で印刷された手本帳。江戸期を通して、その王羲之風の書体が好まれた。

3 [明治二年] 正月十五日

(巻封)「江藤五位様 島義勇

左右執事奉復

尚以願者明日御光来奉祈候

忝拝見仕候、在宿仕候哉御尋被下忝存候、今日者無余義脇方江罷出

候付、願明十六日福岡喜四郎君にも御出に付、昼九ツ時ち御光来奉祈候、此段匆忙、拜復

正月十五日

二白、急なる御用に御坐候はハ、即可罷出、少し緩なる事に御坐候

はハ、本文之通明日に奉願候、明朝登堂仕候而も宜御坐候、今又否

御知セ被下度奉希候、再拜

(一枚一八 cm ㊦013-315)

編者註

①福岡喜四郎は福岡義辨、江藤新平の従兄弟。既出六一の註①参照。

4 [明治二年] 正月十九日

(巻封)「江藤賢兄 義勇

玉案下

明日ち御登程奉抔祝候、今日御喜に參上之心得に御坐候處、無據取混有之、不得其義、明日御暇乞に參上仕候含に御坐候、扱此之品乍輕少呈上、御一笑可被下候、匆忙拜手

正月十九日

(一枚一八 cm ㊦013-316)

編者註

①明治二年正月晦日付大木喬任宛江藤新平書翰によると、江藤は同年正月二十一日に横濱に着き、二十三日に乗船し、二十四日発船。同月二十五日に兵庫に到着している(『宮津市立前尾記念文庫所蔵 元勲・近代諸家書簡集成』所収)。

5 [明治二年] 正月十九日

(前欠)

中館廣之助卜敷申山子体之者、日々之様に宅江も罷出候得共、決而逢い不申断り罷出候、何れと敷、水戸家之返答振に依り、早速可相運卜御請仕候、匆忙挥手

正月十九日

(一枚一八 cm 江013-317)

6 [慶応四年] 六月十日

(巻封)「江藤様

横川様

山田様

鳥團右衛門

玉案下差上置

御勤精奉扑祝候、陳者今日者乍自由病所養生仕度御坐候付、欠勤仕候間、宜様御取計被下度奉頼候、挥手

六月十日

(一枚一六 cm 江013-318)

編者註

①横川は、横川源藏。この時は東京府鎮台民政兼会計判事補助。

②山田は、山田市郎左衛門。この時は東京府鎮台民政兼会計判事。

7 [慶応四年] 七月十七日

(巻封)「江藤賢兄 義勇

玉案下

昨日者休日付、御見舞可仕と相楽罷在候處、終日不招客来打續き、大に相困り、右故御無礼仕候、扱意外に御小瘡も長く御煩い、昨々御氣咳りに可有御坐敷も難計に付、御寛長之御為に可相成敷と軍中必携卜萬葉集呈進、御一笑被下度候、取混匆忙、挥手

七月十七日

(一枚一八 cm 江013-319)

8 [慶応四年] 七月二十九日

(巻封)「江藤判事公 義勇

玉案下

明日方之出立人杯参り、今夕ハ欠勤仕候、扱今晚七ツ時方御屋敷江御供御誘に可罷出卜奉存候、取混、挥手

七月廿九日

(一枚一八 cm 江013-320)

編者註

①「鍋島直正公伝」によると、京都で行われる明治天皇即位の大札に参列するため、鍋島直大は慶應四年八月一日に江戸邸を發してゐる(第六編、三九八頁)。

9〔慶応四年〕八月六日

(巻封)「江藤判事公 島義勇

玉案下

奉抔祝候、陳者昨日申上置候通、盛岡藩金銀鑲家呼置候二付、今日
 晩八ツ半時頃方御光来奉待候、将又庄島氏參堂之由、御留守中御世
 話無之様、其節御同行被下度奉存候、朝方休日付、一杯傾ケよい
 氣色に御座候間、御一笑被下度候、唾々御一叱々々

八月六日

二白、御側室御携も奉祈候、再拝

(一枚一八cm 江013-321)

10〔慶応四年〕八月六日

(巻封)「庄島公 島義勇

玉案下拝請

忝拝見仕候、倍御安泰奉抔賀候、陳者御出府被成候段、御日出度奉
 拝祝候、惣し而者無存懸美茶御恵被下、難有内甚奉痛入候、何れ拝
 姿上御礼可申上候得共、先以一應之御請礼申上候、拝答

八月六日

(一枚一七cm 江013-322)

11〔慶応四年〕八月二十一日

(巻封)「江藤賢兄 島義勇

玉案下

拝啓、今日者休日旁に付、昼九ツ時頃方御光来奉祈候、外に者大久
 保土方等江案内仕候含二御坐候、匆忙、拝手

八月廿一日

(一枚一八cm 江013-323)

編者註

①大久保は、大久保利通。「大久保利通日記」によると、慶應四年
 五月二十三日に東京府在勤を仰せ付けられ、同年六月二十一日に
 東京に着いた。なお、同日記には、該日同行の記述は見えない。

②土方は、土方久元。慶應四年八月十九日に鎮将府弁事に任じられ
 ている。

12〔慶応四年〕九月七日

(巻封)「江藤賢兄 義勇

玉案下拝復

縷々御懇書被成下承知仕候、何れ明朝以參委細可申上、先以御請仕
 候間御降念被下度候、匆忙、拝手

菊月七日

(一枚一七cm 江013-324)

13〔明治元年〕九月十二日

(巻封)「江藤賢兄 島義勇

玉案下

一昨日御沙汰被成候品海驛

御本陣御見立に今日者御出、定而御雨天に而者一先御延引被成候と奉存候、此段爲心得御伺申上候、匆忙、拝手

菊月十二日

(一枚一七cm ㊦013-325)

編者註

①品海驛御本陣は、明治天皇東幸(明治元年十月)の折の品川の休憩所のこと。

②『木戸孝允日記』明治元年十月十三日条「御出輦(中略)高輪有馬邸 御休所におゐて暫品海の景容被為遊 叙覧無間 御出輦十文字頃芝増上寺」云々とある。

14〔明治元年〕十月八日

(巻封)「江藤判事公 義勇

御答

尚以中村一覽之舎に御坐候付、本文之通申上候

忝拜見仕候、今日者御故障に而高繩御入坐御覽御見合承知仕候、最早延刻いたし候付、出勤ハ不仕、直に罷出候、乍憚中村庄助江即罷

出られ候様御申傳被下度候、拜復

十月八日

(一枚二〇cm ㊦013-326)

15〔明治元年〕十月十一日

(巻封)「江藤賢判事公 義勇

左右執事 拜上

今夕者御光来奉萬祈候、只々外に者大木氏計に而、緩々御高話等拝聴仕度奉存候、匆忙拜上

十月十一日

(一枚一八cm ㊦013-327)

編者註

①大木は、大木喬任。

②『明治天皇紀』によると、翌十二日、明治天皇が品川に到着され、議定心得・東久世通禧、長岡護美、参与大久保利通と共に、大木は奉迎し、拜謁したことが記されている(同巻二、八六三頁)。また、『木戸孝允日記』同日条には「于途大久保江藤等に逢ふ、又両子大木中井弘藏等来る、于時相公を命あり、大久保大木と御旅官へ罷出 御東着後の御都合を論決す」とある。

16〔明治元年〕十一月五日

(巻封)「江藤五位様 義勇

金子添

尚以中村一覽之舎に御坐候付、本文之通申上候

今朝御使に而御申越承知仕候、則當月之御月金三百三拾三兩也差上候間、慥に御落手可被下候、外に御用談も御坐候得共多端に而不在所存、御快起次第御出勤被下度奉希候、將又水利堤防之役局を京都下り之奸商共之説に而者宮繕司に付候トカ、組頭共之説に而者農政に掛り候、水利堤防之役人ハ民政用に御付ケ可然ト申聞候付、公平之御見込被下度、作事橋梁者宮繕、水利等ハ民政、當然ト於私者奉存候、同し土木之事に候得共、御案内之通、二派大に異り候ト奉存候、乍序匆忙申上候、取混不啓

十一月五日

(一枚一六 cm 〔013-328〕)

編者註

①『明治天皇紀』によると、議定兼會計官知事中御門經之、参与兼大阪府知事後藤象二郎に治河掛を兼ねさせていたが、この日、經之に治河の全權を委任した。そして、翌六日には、府藩県に治水・水利の業を興すことを命令している(同卷一、八九〇頁)。

17〔明治元年〕十一月二十五日

(巻封)「江藤五位様 義勇

玉安下

」

今日衆議之處、三岡大木四位殿北島五位其外之説に而承服相成候付、其御思召に而御安心可被成候、御書付者返璧仕候間、御一顧可被下候、人々皆拝見、三岡者拝見不仕候、此上者京都方下り之商法司知事等之運方に而、三岡も困り可申と存候、御賢察々々、取混

中、不一々

十一月廿五日

二白、御書付通りに衆評相決候、委細者大木殿北島氏方御聞可被成ト奉存候、拜手

(一枚二〇 cm 〔013-329〕)

編者註

①三岡は三岡八郎で、由利公正。既出八九11註②参照。

②大木四位は、大木喬任。

③北島五位は、北島千太郎。

④商法司知事とは、小野組の西村勘六(小野善右衛門)と三井組の吹田四郎兵衛のことか(「小野善右衛門筆記」)。

⑤『大久保利通日記』明治元年十一月二十五日条に「十一字比参朝、就還幸種々議論有之候事」、「木戸孝允日記」同日条にも「参朝、還幸の事其他重大之事件教条會議」とある。

18〔明治元年〕十二月十一日

忝拜見仕候、如來諭御互御用多に而親ミく不得緩悟^通、御無礼罷在候、扱更ニ無存懸御珍敷遠來之異品数函、御割愛被下難有奉頂戴候、何れ期拜姿、萬々御礼可申上候得共、先以一應之御請礼申上候、匆忙拜手

十二月十一日

二白、深々御礼申上候、再拜

(一枚一七 cm 〔013-330〕)

19 [明治元年] 十二月十三日

(巻封)「江藤五位様 義勇

左右執事

拜啓、久振之潤雨御同慶奉存候、陳者昨日者無存懸珍敷御品御割愛被下、忝奉拜謝候、扱此之鶏卵百二十ツ、乍輕少御見舞之印に呈進仕候間、御一笑被下度奉希候、匆忙拜上

十二月十三日

(一枚一七cm 江013-331)

20 [明治元年] 十二月二十六日

(巻封)「江藤五位様 鳥義勇

左右執事

拜啓、明廿七日昼方御光来奉希候、忘臘會相催度御坐候、外に者木戸氏其外江申入候、尚期拜姿候、匆忙拜手

十二月廿六日

(一枚一七cm 江013-332)

編者註

①木戸氏とは、木戸孝允のこと。「木戸孝允日記」明治元年十二月廿七日条には「島團右衛門と忘年会の約あり、依て直ち彼寓に至る、東久世大原二公中嶋五位在坐、大木も亦繼て来る、新橋の妓数名助醉、皆粗所知之者なり、十二字後帰寓」とある。

21 [明治元年十月二十日カ]

(巻封)「江藤五位様 鳥義勇

御用談

今日者御出勤不被成、三岡も着相成候付、明日者朝五ツ時頃カ参朝之上御打合セいたし度と之

(後欠)

(一枚一七cm 江013-333)

編者註

①『子爵由利公正伝』によると、由利は十月二十日東京に到着している。

22 [明治元年十月]

(巻封)「江藤賢元 義勇

拜復

度々御使被下奉恐入候有様、則参上之處に吉益雲笑来り未退、三条公之御命に而山本一郎懇談相成り心急候得共、左様に不参、甚當惑千萬、後剋御札に参上仕候間、平に御海容被下度、此段為御答、匆忙拜上

則

(一枚一七cm 江013-334)

編者註

①吉益雲笑は未詳。

②山本一郎(一八二五—一八七四)は三河吉田藩士で、諱は速夫。慶應四年四月朝命により帰藩し、同年五月徴士に挙げられて、内国事務局権判事となり、三河裁判所に在勤。その後、武蔵国監察使、租税司判事、鉾山司知事を歴任。廃藩置県後、山本速夫と改名(『明治維新人名辞典』『百官履歴(二)』)。

23 [明治元年]

代舌

則ち土方江罷出候含に御坐候、捕手ハ赤心隊報国隊江以其筋御沙汰被下候と奉存候付、市政方同心与力等之捕手差出候に不相及旨申聞之心得に御坐候、為念此段申上候、拜手

則

江藤先生

玉安下

島拝

(一枚一七cm ㊦0131335)

編者註

①土方は土方久元。

②赤心隊は駿州の神官豪商で組織された地域草莽隊。隊長は鈴木楯雄・森真魚尾・富士亦八郎で、隊員数は百十名。結成期間は、慶應四から明治元年十一月。報国隊と行動を共にする(栗原隆一「諸隊一覽」『幕末維新史事典』所収)。

③報国隊は遠州の神主を中心とした地域草莽隊。隊長は池田庄三郎・山本金木で、隊員数は三百六名。結成期間は、慶應四から明治元年十一月。征討大総督有栖川熾仁親王に随従し、江戸に向かっている(栗原隆一「諸隊一覽」)。

④市政とは、市政裁判所のこと。江戸町奉行の廃止によって、新政府が引継機関として作った。

24 [明治元年力]

〔巻封〕「江藤判事公 義勇

左右拜復

忝拜見仕候、如仰罷出候心得に而、只今方浴湯結髪、則參堂可仕心得に御坐候有様、宿元状等相認延引仕候、取混、匆忙拜復

則

(一枚一八cm ㊦0131336)

一一三 (大総督府) 下參謀書翰

1 [慶應四年] 六月十八日

〔異筆〕「内藤新宿者民政局支配二付同局江相廻可然哉」

別紙伺書等掛紙之通被仰付候條、此段為御心得申達置候也

六月十八日

大総督府下參謀

市政裁判所判事御中

(一枚二二cm ㊦0131337)

2 [慶應四年] 八月二十六日

(巻封) [會計局判事御中]

下参謀]

是迄於鎮將府月給御渡ニ相成候面々者、當月々食料共其御局ニ於而御渡相成候様いたし度、兩途之渡方ニ相成ニ而ハ彼是混雜もいたし候ニ付、此段及御掛合候、以上

八月二十六日

(一枚一九cm [江]013-338)

3 [明治元年] 九月十二日

(巻封表) [江藤新平様
長谷川仁右衛門様]

下参謀]

(巻封裏) [封]

既ニ式万金者明日御渡被下候趣御申越、毎々之御痛慮奉恐察候、然所別紙之趣又復申出御坐候間、尚跡式万而來ル十四日迄ニ必御操入被成下候様御尽力之程奉祈候、先者右的用申入候也

九月十二日

(一枚二二cm [江]013-339)

一四 正斉 (山中一郎) 書翰

1 [明治五年十二月二十六日以降]

本戸ハ開国ノ功臣ニテ朝恩厚キ歎為め、目前之利ヲ捨テ洋々出浮ニ相成リ、誠ニ希代ノ舉、併ニ渡航以來ノ形勢ニ当リ、此ノ頃ノ舉動兼而思案之外ニ而も可有之、又歐州政府ニ對持ハ難カルヘシ、各国紛々相議シ、瑣小ノ荷蘭位も少シハ御應接も御難事タルヘシ、先頃ハ委細之新聞ハ篤と御承知タルヘク、贅言不仕候、僕留学ニ付而ハ多分の難事、万分ノ僥倖を期居候、併シ金力も最早當八九月迄相續、其余ハ路費丈ニ相成リ候、右路費ヲ費シテ爾後壹年ヲ支ふ、故ニ明年ノ秋迄相学度心底ニ而、其歸路費ハ旧知事公へ嘆願可申上積リニ而、當今御情実ヲ相尋候処、存外御窮迫之御様子ニ而、本邦の御内実格別の御築積も無之由、左スレハ當秋帰朝仕ルル手段ハ無御坐候、併シ是レハ殘情多し、今日學サレハ又帰朝勉学ハ決して不出来、因テ丹羽其外諸官方申ニハ最前知事公隨行三人之処、松村文亮ト申入ハ海軍官員ニ属シテ、只今香月経五郎御教導申上候、依テ松村之名代ニ属セン事ヲ云リ、併シ同行馬渡作（巻）二郎同様なれ者御断申上置候、

右等尤も窮策之情形迄申上、尚時勢ニ所シテ前議ヲ弘達スルノ所置御教諭被成下度、日夜奉仰望候、

僕當今相詰候ハ私熟（巻）之体ニ而教師の宅へ政府方所建ノ中小学校アリ、此ノ中学校ニ於而此頃地理志の講アリ、因テ聊カ古人ノ意ヲ述而一日ノ意ヲ慰ム、御笑却可被下候、

コロンヒス航海ノ議

航路未明著、孤客計遠遊、時勢必不信、成敗任人謀

船既二中途ヲ行ク

元分山泉山河影、未經白雲水渺茫、北斗粲然天柱石、舟人勿疑航路長

船既二岸ニ着セントス

天氣環回雨稍晴、山影茫茫水鳥鳴、却省故園哲人思、悠悠和春豈至情

右伏奉上候

正齊

二白、本邦之事も立縣之御措置、蕩々御興運之事ハ承知罷在候、必ス士族ヲ始め怠惰之国俗ヲ一変セントハ、誠ニ大方ノ御配慮可被遊、歐州ニ於テも只見ルヘクハ、中人之品位齊整致候丈ニ而、我カ尤も讓ル所、何れの人も大概一科一藝の能ハ有之、婦人ノ如キ才智短く固習強き者ハ是レヲ尊長シテ、道学宗旨ノ一科ヲ與ヘ、是レヲ坐臥進退不失、婦人ニ宗旨之教ヲ布クハ極々之妙策ト愚考仕候、我朝も后日ハ是ニ落着シテハ如何ならんや、近日伊勢皇朝之議廷上ニ有之有之候趣付而、耶蘇教ノ事何れも時勢之措置なれ者民位ノ度ニ從フ可きなれとも、凡宗旨や建国之体ノ如キハ既ニ字内紛々ノ變遷明白スレハ、我

朝と而新ニ議事を開クニ不及歟、何れ至當ノ情勢アレハ人智開發ノ度ニ從テ移變勉カラス、萬国同和之俗ニ趣ク可シ、大使方此頃専ら米国ニ直ニ御帰朝有之候様路傍ノ説盛ナリ、先頃大

久保伊藤帰省之事なれ者始終之情形御聞取も可被及、因テ御推察も可有之、不能贅言候、併シ此頃外國人少し学者達の人ハ篤具ノ情形も存知致候而、色々大使方ノ進退ヲ難問スル、鯨島弁務使杯ハ外國人ニ遇會し面目逃辭ナシト申居候、

西岡も教師等相雇ヒ勉強相成候、先般僕留学一件ニ而御配慮ヲ申立、実ニ無名無実ノ御願申上ルも恥入候得共、御熟知之儀ニ而本邦ニ而者時勢風俗ニ逃レ不勉強多し、當所ニ而者形勢ノ為め余義なく勉強セシナル可カラス、依而数度申上候、其ノ二付西岡へ御含之次第肝膽深謝ニ不堪、併し西岡ハ從來旧藩ノ敵視ニ而、今日ハ外容ルノ形もアリ而周旋等ノ唱致し候故、先ツ無事之旨御推察可被下候、

大使御渡航之上ハ願立可申候得共、最前米国ニ而留學生措置悪くして論議起り、今日者反テ六ヶ敷風聞ニ御坐候、

山口も例ノ論客ト見做サレ木戸も是レヲ信セス、散々分離、外國人も間々相氣付候由、

三白、頃日ノ開議ニ教師ノ誘引ニ而議會罷出候処、兵制ノ再議アリ、僧官ノ中ヨリ論白スル人アリ、凡佛国成敗始終ノ大略ヲ遂ニ今日ニ至ル迄變遷ノ事情ヲ論ス、凡二字間壹續ニ弁白ス、其ノ大要ハ方今男子丁歳悉皆人兵、五歳ヲ期スト、一時ノ急功ヲ仰テ自潰ノ因縁ヲ来ス、元來養兵ノ道ハ人心ノ興廢ニ在リ、過日我カ敗ヲ取ル、兵衆ノ寡キニ非ス、又兵士ノ不練ニ非ス、又器械ノ不精ニモ非ス、從來我カ民庶、花鳥ノ春ニ酔テ自負自敗せり、穴勝宇魯生ノ強敵、兵衆ニモ非ス、假令宇魯生なくも他邦の侮リを受も一日ニ非ス、併

シ佛民ノ常情最早自他ノ形ヲ顧ミス、既ニ今日ノ勢ニ遇會シテも目前當坐中ダモ同心一致ト言ふ事ハ難シ、過日ノ敗則同心一和ヲ失フノ誤リナランカ、因テ今日ノ要務、佛民自分ノ奮勵勉強シテ彼レニ勝ルノ事業ヲ興隆セハ、假令兵事ヲ以テ是レヲ復セサルモ、既ニ情勢彼レニ復スレハ、萬機随テ述フ、故ニ則今兵衆多キハ善策ニ非ス、先ツ男子幼少カ力ヲ學術一方ニ盡シ、慣習風俗之齊整ナル、政事之着目トシテ可ラン乎、且男子廿歳内外こそ學益を得ル之時節なれば、此ノ年期丈學生及ヒ學業之志有ルモノハ陣代ヲ出シテ可ラン乎ト云ハ議員ノ中右席ノ黨、俗服幸甚ノノ声ヲ唱、御承知ノ通り當議院ハ上下ノ別なく一室ニ交ヘ、右席ハ王族及ヒ僧官、王族ニもアンリン家ロイス家ナホレラン家三族アリ、此ノ黨判然タリ、左席ハ名代人内ニ黨アリ、共和論王室論、故ニ大概議事毎ニ佛國ノ成敗方老身ノ得失、徒黨ノ成否ヲ着目セリト評アリ、是迄王族僧官ハ陣代五百金計出シテ兵士ニ加ハラス、是レヲ嚴禁セント左席ノ名代人及ヒ女子ラールノ如キ者主張致シ候得共、中々以而難ク、右之通り高上ノ論ヲ以テ是レヲ控^{托カ}シ、統領チールの説ハ最前々年期ノ長キヲ主張スルハ當今一時王族僧官ノ宿弊ヲ攻めんとスレトモ、有名智謀ノ向ハ王族僧官ノ色ヲ見テ不動、余程統領も此頃不平ノ由、

右僧官論白し終レハ統領ノ右側方一声ヲ發ス、此ノ統領ノ左右ハ諸官ノ執政ナリ、右一声ヲ發スルハ教育掛リノミニストルニ而、右僧官凡同説ニ而、是レハ尤モ學問ニ於テ妨げ有ルヲ論セリ、右僧官教育執政兵部執政三人甚同和同心、王族ヲ相援け候由、

其ノ議不決、終止^{ト断カ}リ、尚以方今ハ西洋新聞紙杯も御取り寄せ相成リ齣^{横カ}訳相成居候哉、各国幾多ノ情形變遷多々早急御^{横カ}集し御手付可然奉存候、

尚以色々關係之事情も有之トモ、急便故后日ニ譲リ申候

(裏紙)

天時移不滯人、世誤疑異大空

(四枚二二 cm 70131340)

編者註

①本書翰は便箋にペン書き。差出人の「正齊」とは山中一郎(一八四八—一八七四)のこと。山中は、元佐賀藩士。山中四三郎の長子として、水ヶ江鷹匠小路で生まれる。後述の香月経五郎と共に江藤新平に学び、「藤門の双璧」と言われた。明治二年藩命により欧米に留学し、明治六年九月帰国。佐賀戦争に従軍し、捕らわれて刑死した(明治七年四月十三日)。享年二十七歳。妙安寺に葬られたと言われるが、今はない(佐賀の役と十三烈士)。

②木戸は、木戸孝允。

③旧知事公は、鍋島直大。既出一九一五註①参照。明治四年十一月英国に留学し、明治十一年帰国。その後、外務省に入省(佐賀県歴史人名辞典)。

④丹羽は、丹羽龍之助(一八四七—一九一四)。佐賀藩士丹羽忠右衛門の二男として、南十間端で生まれる。明治三年大学南校に勤務し、明治四年欧米留学を命ぜられ、同九年帰国。その後、太政官法制局、司法省などを歴任(佐賀県歴史人名辞典)。

⑤松村文亮(一八四〇)は、元佐賀藩士。維新後海軍に入り、明治四年ヨーロッパへ軍事を学ぶために私費留学をし、同五年帰国。その後、海軍に奉職(『幕末明治海外渡航者総覧』一九九二)。

⑥香月経五郎（一八四九〜一八七四）は佐賀藩士香月三之允の長男。早津江で生まれる。長崎の致遠館で学び、維新後は江藤新平の書生となり、明治二年大学南校に入学。同三年江藤と丹羽の推薦で文部省留学生となり、イギリスへ行き、オックスフォード大学で学ぶ。同六年帰国。佐賀戦争に従軍し、捕らわれて刑死した。享年二十六歳。極楽寺に葬られたと言われる（佐賀の役と十三烈士）。

⑦馬渡作次郎（生死年不明）は、元佐賀藩士。維新後太政官に入り、明治四年から六年にかけてヨーロッパに留学し、帰国後は陸軍に入った（幕末明治海外渡航者総覧）。

⑧大久保は、大久保利通。

⑨伊藤は、伊藤博文。

⑩鮫島は、元薩摩藩士の鮫島尚信。既出九六一註①参照。

⑪西岡は、西岡諭明。既出八一―一註②参照。維新後外務省に入り、明治五年から六年にかけて左院視察団の一員として、アメリカ・ヨーロッパを廻った。なお、「教師等相雇ヒ」とあるのは、フランス人ブロックのことであろう（松尾正人「明治初年における左院の西欧視察団」〔『国際政治』第八十一号所収〕）。

⑫山口は、山口尚芳（一八四二〜一八九四）。元佐賀藩士。長崎の致遠館で学び、維新後は慶應元年外国事務局御用掛を命じられ、ついで判事試験補、判事、外国官判事、東京府判事、知事兼会計官判事を歴任。大蔵大丞、民部大丞を兼ねた後、外務少輔に転じた後、明治四年特命全権副使に任じられ、岩倉使節団の一員として、アメリカ・ヨーロッパを廻った（『明治維新人名辞典』『幕末明治海外渡航者総覧』）。

⑬統領チールとは、フランス第三共和国初代大統領ルイ・アドルフ・ティエール（在職一八七二〜一八七三）のことか（『岩波・ケンブリッジ世界人名辞典』）。

一一五 庄島書翰

1〔慶応四年〕八月十三日

〔巻封〕「江藤先生

庄島再拜

御几下

」

昨夜八乍例御高配相成、深々奉拜謝候、然ハ一昨十一日方今市兵隊之内方御届前之兵数十一日方白川江繰出し為相成由ニ御坐候、惣而者小代兵其外二者深川龍公一件依頼切り、今日より彼地江發足、小子ニも同伴之由ニ候得共、粗得御意候通、一件之左右決着之上帰營可致相答置候、白川進兵之上、一件御高配も尚可被下と最前御沙汰も有之居候付、卒度右得貴慮候、何れ明十四日夕方方參殿可得芳話、早々不宣

八月十三日

（一枚一七cm 江0131341）

編者註

①庄島は、撤兵隊一番隊の庄島五左衛門のことか（宮田幸太郎「佐賀藩戊辰戦史」佐賀藩戊辰戦史刊行会、一五九頁）。

2〔明治元年力〕

一、元仙臺屋敷

御手ニ不入勢之事

一、本庄殿屋敷下被賜事

右ハ近日別段飛脚を以申越義ニ候得共、御序次第岩村殿其外江

御話被下候事

一、中納言様東京御住居所之義、最前大木殿に御役屋敷二而も可取切哉之由に候得共、只今二而ハ其御場所無之、何れ御屋敷江御住居被遊候外無之次第、御演話可被下候事

右二付而ハ、溜池御屋敷ならて外無之、急速御普請可相懇、懸役々等急速出張相成候様之事

一、本庄屋敷之義も随分御殿向ハ可也御座候事

右ハ兩國橋を三丁計先ニ而候

外ニ我々御當介毎度御潤色奉願置候得共、于今御差図無之、就中去暮比に觸頭中へ四藩公用人其外、外席多々有之、甚内分難波罷在候ニ付、一刻も御潤色之御差図被下候様、御序之折、御話可被下候事

庄島拜

(一枚一七cm 江013-342)

編者註

①岩村は、岩村右近。既出一九一註①参照。

②中納言とは、鍋島直正。

③大木とは、大木民平。

3 [慶応四年] 八月九日

其後ハ失敬、御内願一件如何之御図合共ニ候哉、任仰付飛脚足輕ニ者昨八日ハ今市之方差立、今三四日も滞留可致旨懸合越申候、今日ハ御退出之比に時刻相待、推参仕候處、御他出被成候由残情、明日朝飯後、早々乍御邪魔御伺仕度候、此段御留主中ニ付、卒度得貴

意置、早々不宣

八月九日

江藤先生

御内呈

庄島再拜

(貼付：異筆、江藤新平筆カ)

一、六百八十両

右、大黒屋六兵衛盗れ金

一、八丁堀同心古谷鏑助ハ六十両之書上いたし候様、大黒屋へ申付候由

(一枚一八cm 江013-343)

一 一六 小代永重書翰

1 明治()年三月二十一日

(洋封筒裏) 「江藤様」 小代拜

執事下

(洋封筒裏) 「封」

(巻封) 「江藤様」 小代拜

至急御内々

奉拜賀候、然ハ岩村公事ニ昨夜帰着之由、定而御出會可有之、就而ハ彼書状御運相出候ハ、御取戻可被下候、且又昨暮御取替仕置候

金子御差操（紙）を以早急御返却可被下候、誤ハ頃日も得貴意候通、當今之様子ニ而些卜考候次第有之候条被御汲取、早急御返却、伏而奉願候、早々已上

三月廿一日

(一枚一七cm 江0131344)

編者註

①小代永重（生没年未詳）は元佐賀藩士で清八とも称する。義祭同盟に参加、明治三年閏十月二十九日に佐賀藩権大属雑務掛、翌四年八月七日、依願免官。明治七年には左院八等出仕となつてゐる。

2 [明治五年] 四月七日

(包紙裏) 「江藤様 小代永重

執事 拝呈」

(包紙裏) 「封」

(巻封) 「江藤賢臺 小代永重

執事 』

最前書中得御意候通、彼是取紛、漸先月末發足、今昼當所木屋来着、不取敢御伺昇堂可仕處、幸之折ニ而、相良父子同行仕候處、着懸候より小相良外邪ニ而打臥、大相良介副も不相叶、何分難差迦、失敬仕候、惣而相良眼氣の様子ハ定而委細御承知も可有御坐ナカラ、已ニ三十日前より全ク失明、昼夜之別もなき通之事ニ而、誠可憐之有様御坐候、當出府一条も彼是卜考量之末、僕出立前晚俄決

定、同行仕候、一日も速ニ洋醫江致依頼度候得共、差付小生ニハ好手筋も無御坐候間、宜敷御周旋ノ程奉寄頼候、何れ今夕明朝間御伺参堂、萬々可得御意、先以草々如是御坐候、頓首

四月七日

(一枚一七cm 江0131345)

編者註

①大相良とは相良宗藏。既出九二一註①参照。相良眼病の件について記録したものはないが、明治五年八月十日付の上京の折の相良による江藤宛の礼状（既出九二一―②）が残っているので、明治五年の書翰と推定した。

3 [明治 年] 四月十三日

(封筒裏) 「江藤様 小代清八

執事下 』

(封筒裏) 「封」

今日當参上、相良容躰之事、其外可申上含之處、頃日より之眼氣少々差募、外出難儀仕候故、両三日中昇堂、委細可申上候条、左様御承知被下置度候、且又此品甚鹿薄之至御坐候得共、當節持越候故、奉進呈候、御笑留可被成下候、此段旁可奉得貴意、草々如是御坐候、頓首

四月十三日

江藤先生

永重拜

執事

4 (明治 年) 六月二十六日

(一枚二二 cm ㊦0131346)

奉拝呈候、嘆願之筋、尚拝眉上御願可申上存候處、三四日前より相煩、未外出不相叶、然處少子滞府も先當月中之日限ニ有之、憂慮切迫之餘り、貴意ヲ不顧奉懇願候、山口ニ者去廿一日相尋、尚折入テ倚頼仕候處、雜劇故、未大隈ニも不談置候間、今日相談、其上計様可有之被申聞、其後可相尋處、右之不快ニ而打過申候、就而者幾往同様之義申上候共、只々尊聽ヲ煩計ニ候得共、尚又小子之胸懷申上置度候事ハ、歎願之筋志願通相達候得者、實ニ蘇生ヲ得、本懐不過之奉存候、若又志願不相屆時ハ、速ニ帰藩、別ニ所置致より外無之、右所置ト申モ外好見込モ不相付、只永ク藩土之列ニ加リ不快ヲ懷テ一世ヲ終ンヨリ、早後嗣ヲ撰ミ、妻子ヲ托シ、生厓ヲ自由ニ過候治定御坐候、併シ過日御話申上候通、大工カ俄ニ石工ト変候テ者、活計之目途無覚束、猶今より痛心之事御坐候、此兩端當一機御坐候条、仰願ハ邊陲一方之残任ニも御拔擢被下候半ハ、永ク安妥ヲ得、實ニ再生之患澤ヲ奉仰候条、何卒僕之胸懷御洞察被下、山口御申合、偏ニ救助ヲ奉仰計御坐候、素リ方今人才御撰擧之折柄、不才多病之小子残任も其職ヲ可辱候得共、御採用之上ハ一際勉強、御欠擧被下候尊兄ヲ不令辱丈ノ職務ハ、乍不恙可相勤候条、此旨をも御聞置レ度奉存候、兎角病中之執筆、不悉細意、少シ快上、拜謁上可申陳、先ハ切々不止之餘リ奉捧呈愚意候、勿々不悉、頓首

六月二十六日

小代永重

江藤大兄

拜

梧石

再呈、當節之不快、全一時ノ外患ニ有之候得共、少シ根ニ入り候様相覺、兩三日之處拝顔無覚束、仍テ不顧失敬、書中ヲ以御願申上候段、御恕容可被下候、已上

(一枚一六 cm ㊦0131347)

編者註

①山口は山口尚芳、大隈は大隈重信であろう。

5 (明治 年) 九月四日

頃日ハ御參堂御面動^(動)奉謝候、其後田村大隈方相運、小子身上之事相尋候處、近日中可相運筈之趣被申聞候得共、今以埒明不申ニ付、兩三日前より田村數々相尋候得共、來客中ニ而未得面會趣御坐候条、乍御難題老臺より御一聲被下候義ハ被相叶間敷哉、奉伏願候、今夕參上御願可仕合ニ候處、五六日前^(陳)疾之様有之、其末篤快無御坐上、少々來客も有之候故、失敬且乍不^(碎)碎、書中ヲ以御願申上候、草々頓首

九月四日

永重

江藤先生

執事下

編者註

(一枚一七cm ㊦013-348)

①田村とは、佐賀藩士で奥羽鎮撫総督府参謀添役であつた田村乾太左衛門昌宗のことか。明治七年には陸軍會計一等副監督、正六位。その後、八年頃東京鎮台監督課長、明治十年の役で下関運輸局長として功あり、十一年勲四等、十五年依願免官、四十二年十月十三日没。特旨をもつて従五位に進めらる(『明治過去帳』)。

6 [明治 年] 十月三日

(巻封表) 「江藤様 永重

梧下 』

(巻封裏) 「封」

昨日ハ昇堂、乍例御馳走難有奉存候、其節御願申上置候身上之事、大隈御談被下候哉、御都合拝眉上奉伺度参上仕候處、昨今御退官モ遅目ニ相成由ニ付、今日ハ御暇申上候、何れ明日明後日間昇堂可相伺候得共、猶御頼願之為、蕪草ヲ以御意ヲ得申候、草卒頓首

十月三日

永重拝呈

江藤先生

侍史下

追而、今日之身上、諸事不如意、無念光陰ヲ送り、窮情御汲察被下度奉懇願候、已上

(一枚二八cm ㊦013-349)

7 [明治 年] 十月二十三日

(別紙) 「銀三貫目 江藤新平殿

メ金五拾兩也 』

(包紙表) 「江藤新平様 小代清八

金子在中 』

(包紙裏) 「メ

㊦ 』

(巻封表) 「江藤先生 小代永重

侍史 金子添 拝 』

拝啓、頃日被仰置候金子之事延引仕、定而御事欠卜恐入候、只今金五十兩差上申候条、御落手可被下候、猶不日拝願、縷々可申陳候、不悉

十月廿三日

(一枚一七cm ㊦013-350)

一一七 書翰

1 明治四年五月二十二日

本月渡御官録切手御廻し申上候、御落手可被下候也

未五月廿二日

制度局

壬申五月十九日

外務省

江藤中辨殿

江藤司法卿殿

(一枚一八cm 江013-351)

2 明治五年五月七日

別紙之通、式部寮藤井ら谷大議官江宛テ書状差越候處、同人本日不
參二付、代披候處、書中之趣ニ而者藤井ら萬國公法之儀ニ付相願置
候ト之文言有之、右者何様之手續ニ相成居候哉難相分候間、何共御
手数之至ニ二者候へ共、同人ら兼而相願置候事柄等、詳細被仰越候様
いたし度、此段相伺候也

壬申五月七日

左院書記掛

江藤司法卿殿

閣下

(一枚一七cm 江013-352)

編者註

①藤井とは、式部寮八等出仕藤井九成(明治五年二月『袖珍官員
録』)。

②谷大議官とは、谷鉄臣(明治五年二月『袖珍官員録』)。

3 明治五年五月二十九日

魯国代理公使御尋問申上候義ニ付、御回答之趣同人ら申通候處、俄
ニ差支之義出来、来ル廿三日迄ハ御尋問申上兼候間、同日ら嚮キ日
時取極、是ら御都合可相伺旨申聞候、此段申進候也

尚以、彼レら御尋問申上候て、其當日ら一兩日之中、尚又彼レら為
御返禮御尋可被成義ニ有之候間、彼レ訊問を受可然日時と等ハ於其
席御引合置被成候方可然ト存候、右ハ御承知之義ニハ候へ共、為御
心得一寸と申進候也

(一枚一八cm 江013-353)

編者註

①本書翰は外務省十六行野紙。

4 明治五年七月十一日

(巻封表)「司法卿江藤新平様

式部寮」

大砲相図次第、濱殿へ参仕之處、所勞ニ而不参之旨御届、委細承知
致候也

壬申七月十一日

(一枚一八cm 江013-354)

編者註

①明治天皇は明治五年五月二十三日より西日本(伊勢・関西・九
州・中四国)へ行幸されていた。『明治史要』明治五年七月十二
日条に「車駕東京ニ還ル」とある。

5 (明治)年六月十五日

炎熱日々難凌御座候処、愈御清光被成御座奉拵歌候、過日者昇堂、

寛々賜座、且御馳走頂戴、奉多謝候、爾后御所勞如何、此往□大暑、嘸御困可被成と奉恐察候事二御座候、其節申上置候本省要説、御一覽被下上ハ、何卒御返却被下度奉希候、省中為御教官之心得二も為致度積二御座候付、何分御加筆、不都合無之哉、御高論奉禱候、一昨日大教正も拜命仕候二付、至急全州一般二手ヲ廣ケ候之策甚考中御座候、其外先省中無事、御安意可被下候、日二増繁務二相成候二付、先社寺寮丈ハ□^(夏務)ハ兎角教義上之事務行届兼候哉二相見候事二御座候、何れ近日伺候都合御坐候間、御含置可被下、書外拜手と申□^(前読不聴)候、御禮旁如之御座候也、勿々頓首

水無月十五日

(一枚一八 cm) □013-355)

6 明治六年六月二十二日

昨壬申年九月中、江藤參議御省卿在職之節、外七名欧州行被命、其節卿従者老入共メ九通、海外行御印章相渡置候處、于今返納無之、右者取纏至急返納相成候様御取計可有之候、此段及御懸合候也

明治六年六月廿二日

外務省

司法省御中

(一枚二八 cm) □013-356)

編者註

①本書翰は司法省十六行罫紙。

7 (明治年) 一月十日

昨日者拜話、不相更開胸懷難有奉存候、彼一卷今朝蒲やまヲ以、直二両家之中江轉達之手筋二仕置候間、御安心可被成下候、将今日佐久間へ御供之儀、何分別約之方難背、御断仕候、不惡御聞込奉願候、此段可申上、早々百拜

第一月十日

(一枚一六 cm) □013-357)

8 (明治年) 一月十三日

口上

年甫御祝詞奉申上候、隨而龜品二奉進呈候、偕旧冬御依頼仕置候一件、尚宜敷奉願候、以上

正月十三日

(一枚一七 cm) □013-358)

9 (明治年) 一月二十一日

□^(ヤレ)仕候、去ル十五日□^(ヤレ)間申上候節、御約□^(東カ)仕置候處、打重リ□^(用)事出来、其上二昨日より風邪二而打臥、頭痛發熱二相苦ミ、于今快ク無之、明日共迄ハ何分快氣仕候哉と相案し罷在候次第二御座候、一兩日中二ハ御沙汰可仕候間、左様思召可被下候、尤御手透も被為在候ハ、今夕臥褥上、甚以御無禮奉存候へ共、御来臨拜姿仕候而も宜敷、併餘り床上二而御面ヲ得候者失敬之至りと奉存候、御

支も無之者臥床中拝姿可仕奉存候、此旨御酬まで、早略頓首

正月廿一日

(一枚二二 cm 江013-359)

編者註

①本書翰は江藤新平の案文。

10 (明治 年) 一月二十七日

拜啓、倍御安康可被成御勤奉賀候、しかれハ先達て御話有之候末、御内々懸心筋御坐候間、明晩亘リ茅屋御来臨被下道ハ被相叶間敷哉、奉願候、此方用事のミ、早々頓首

正月廿七日

(一枚一六 cm 江013-360)

編者註

①本書翰は江藤新平の案文。

11 (明治六年力) 一月二十七日

拜啓、陳者島本大丞御約束仕候由二而、過刻方幣寓ニ御待申上居候間、御談話相済次第、御立寄可被下候、御都合次第二而後藤氏御同行二而も宜御坐候、此段得御意候也

二月八日

(一枚一六 cm 江013-361)

編者註

①島本大丞は島本伸道、後藤は後藤象二郎。

12 (明治 年) 二月十三日

(巻封)「江藤様 綾拜

臺下」

昨夜者草卒失敬仕候、其節御別□^{紙カ}之末、今午後御勝手ニ御出頭相成候様との事ニ御坐候、尤自然御支りも有之候ハ、明日二而も不苦との儀ニ御坐候、為右拝呈如斯候也

二月十三日

(一枚一八 cm 江013-362)

編者註

①本書翰は、門脇重綾書翰。門脇については、既出三五二註②参照。

13 明治五年二月二十日

別紙式部寮方之封書相廻り候所、今日ハ議長殿ニも貴宅へ御立寄之上御出頭之趣ニ付、御用柄之旨御打合せニも相成可申付、来ル廿二日公使参朝御希之写共併て御廻し申候也

二月廿日

左院

江藤副議長殿

(一枚一八 cm 江013-363)

編者註

①本書翰は左院通牒。

②公使とは独逸国代理公使エム・フォン・プラントのこと。弁理公

使に昇進せるため拜謁（『明治天皇紀』明治五年二月二十二日条）。

14 〔明治四年カ〕二月二十二日

過刻之御紙面御預り申上置候内、後藤殿加藤殿御出勤ニ相成候付、指上申候處、今日者

御延會之儀後藤殿ヨリ御申上ニ相成候由ニ御座候、仍而辨官江之御昏面者不差出候、此段申上候也

二月廿二日

尚以、御別昏ハ後藤殿へ指上、御披見ニ相成、尚宜申上候様御囑ニ而候、以上

（一枚一八cm ㊦013-364）

15 〔明治 年〕三月二日

近来是式輕微之至奉存候へ共、時下奉何度印まで進呈之仕度、為持申候間、宜御披露被下奉頼候、く

三月二日

乍末毫、兼而不相濟御不沙汰のミ之上、奉恐入候、いつれ近日參上可奉万謝候へ共、右等之辺宜敷被仰上置度奉頼候、く

（一枚一八cm ㊦013-365）

16 〔明治 年〕三月五日

所勞ニ有之、何分參

朝難仕、今日ハ民法御會式日ニ相當候ハ、可成丈參

朝之心得ニ御座候處、于今臥床加養之体間ニ付、御會之義も宜敷奉願候、此旨御届旁、早略頓首

三月五日

（一枚二二cm ㊦013-366）

編者註

①本書翰は江藤新平の案文。

17 〔明治 年〕三月二十一日

近此是式輕微ながら、ピール八本并鯛老尾進呈之仕度、御序宜敷御披露被成下度、御倚頼いたし候也

三月廿一日

（一枚一八cm ㊦013-367）

編者註

①本書翰は前掲15書翰と同筆。

18 〔明治六年〕三月二十九日

益御安清奉賀候、陳者昨朝者拜顔少々御内話申上度存參殿候所、最早御本省渡ニ相成候間、今朝參殿之心得之所、忌中ニ相成引上候間、家從磯部始差出候間、同人方御聞被下候而御返答相何度候間、

御逢被下候様ニ希候、内願之筋も御尽力之程萬々希候、先者要用ノ已、如斯御坐候也

三月廿九日

(一枚一九cm 江013-368)

編者註

①本書翰は有馬頼成書翰。洋紙便箋にコンニャク版で印刷。有馬頼成については既出四一註①参照。

19 [明治六年] 三月三十一日

(封筒表) 「

司法省

江藤新平

會計局

執事中

過日御談示申候洋行旅費之儀、何と歟至急御申出可有之、此段及御掛合候也

第三月三十一日

江藤新平

執事中

(一枚一八cm 江013-369)

編者註

①本書翰は司法省野紙。

20 [明治 年] 四月十日

過刻ハ参

殿拜姿本懷奉存候、其節態と御紙面被下忝拜見仕候、大納言様御帰館之所、御多用被為在、私過刻参殿之義御失念被為在之旨被為懸御念頭ニ、態と仰被下奉畏入候、明朝参殿仕候様奉畏候、御受且御礼まで、如斯御坐候、頓首再拜

四月十日

(一枚一八cm 江013-370)

編者註

①本書翰は江藤新平の案文。

21 [明治 年] 四月十八日

(巻封) 「拜復」

記

奉拜誦候、呉々御入来奉待候、今日ハ所勞ニ而在宿、成丈早目ニ御出門之程深々奉願候、御受まで、莊略、頓首再拜

四月八日

(一枚一七cm 江013-371)

22 [明治五年] 四月二十日

(巻封表) 「副議長殿

議長」

別昏之人員、此度格別之精勵相見へ申二付、書記中ら撰挙いたし候、御一覽之上御印判奉希候也

四月廿日

(一枚一九 cm ㊦013-372)

編者註

①本書翰は後藤象二郎書翰。

23 (明治 年) 四月二十日

口述

此品輕少至極なから献呈之仕度不苦候ハ、宜御披露被成下奉願候、早々

四月廿日

(一枚一八 cm ㊦013-373)

編者註

①本書翰は既出一一七、15、17と同筆。

24 (明治 年) 四月二十八日

(卷封表) 「江藤新平様 大臣」

御内々被為頂戴候御品有之候間、則取二御遣し可被成候、以上

四月廿八日

(一枚一四 cm ㊦013-374)

25 (明治 年) 四月二十八日

近来ハ御無音罷過、扱梅雨中倍御多幸被成御奉務奉大賀候、然者御閑暇共二而御座候ハ、今夕御入来被下間敷哉、深々奉願候、餘者拜姿之上可申上、先ハ早々、頓首

四月廿八日

(一枚一六 cm ㊦013-375)

26 (明治五年) 四月二十八日

相良治療方遅延故、岩佐江委細御書通之由ニ而、今昼僕見廻ニ参候處、岩佐より被申聞候ハ、御紙表之旨ヲ以モルラール江承合之處、モルラール申状ニ、初見之見込ト少數相違、當今之様子全失明候程之膿モ無之而、更ニ昼夜之分別モ無之處ヲ考レハ、弥右眼同様神經麻痺症ニ無疑故、治療見合候ト申聞候由、仍テ談合仕候者右様申聞候カラハ、最早治療相加候共無益事可有之、乍去佐藤申聞ニハ、元因左眼ニ起後、右眼ニ轉移、全失明スル處之次第ヲ以ハ、右眼治療無之ハ素リ無論、併却而右眼之方江神經興起之治療ヲ施候テハ如何可有之歟ト見込被申聞候由、右治療ハエレキヲ以麻痺神經ヲ興起スルノ方法ニ有之由、モルラールハ前件之通術計絶テ無之事ニ申聞候處、却而佐藤ニハ右様申聞候事故、猶佐藤見込之次第、小子明朝参候而可承、其上佐藤ニも最早治療無之ト決答之上ハ無致方、退院相成より外無之事ト存候、佐藤ニハ僕自分病用ニ而頃日相尋候節、相良容子委細依頼いたし置候、手續モ有之故左様取計含御坐候、取分

當節之事ハ尊兄之恩恵ヲ被蒙ノ事故、右之次第具申上候上ニ、退院モ可致被存、一躰ハ今夕小子参上、萬縷可申上含御坐候處、頃日ハ之痲疾今ニ得無御坐、昼間遊歩之疲モ有之旁ニ而、乍不碎書中ヲ以申上候、何れ佐藤面會之上可得御意、先以前件之都合可申上、萬々如斯御坐候、頓首

四月廿八日

追而、御病所如何御坐候哉、御大事御療養不能申上候、以上

(一枚一七cm 江013-376)

編者註

- ①本書翰は小代水重書翰。
 ②岩佐は、越前藩出身の蘭医の岩佐純。佐藤尚中の弟子。明治二年相良知安と共に、医学取調御用掛に任ぜられ、医学教育をドイツに範とすることを提唱決定す(鍵山栄「相良知安」)。当時、文部省中教授従五位大待医(明治五年二月「官員録」)。
 ③モルラールとは、ドイツ人医師ミュルレルのこと。レオポルド・ミュルレル(一八二四〜一八九三)は、プロシア陸軍軍医正であった明治四年八月に招かれて来日した。日本の医学教育確立のため、大学東校をプロシア軍医学校に範をとり改革した。王立医科大学で外科専科で卒業後陸軍に務めた(石橋長英・小川鼎三「お雇い外国人」9「医学」一九六九、鹿島出版会)。「明治四年八月、独逸国陸軍軍医の外科医ミュルレル、同じく海軍軍医の内科医ホフマンの二人、招聘に応じて渡来し、東校の学制整理及びび医学教授に従事す(中略)かくてミュルレルは東校にて外科の外に眼科をも兼ね講じたり。故に爾後、外科の独逸人医師は眼科をも兼ねるに至れり」(大槻如電原著・佐藤栄七増訂『日本洋学編年史』一九六六)。
 ④佐藤は、順天堂の創始者佐藤泰然の養子佐藤尚中。明治二年十二

月、政府の要請により医学教育確立の任にあたった(「国史大辞典」)。当時、文部省少博士従五位少典医(明治五年二月「官員録」)。

27 (明治五年) 四月二十九日

今朝者御出勤前罷出、殊ニ御病中長坐、退而恐縮不少、萬々奉多謝候、然者御約束候、灌腸器差出申候、私ニハ当時入用無之、是にて一ト先直々相試被成候てハ如何哉と奉存候、恐々早々、不具

四月廿九日

(一枚一八cm 江013-377)

28 (明治五年) 四月三十日

(卷封表) 「江藤公 璣

拝酬

重前表不□

(卷封裏) 「封」

奉拜讀候、今日ハ教部御用ニ而御出省被為成かたきとの御事、奉承知候、拝酬迄如此御坐候也、頓首

四月卅日

(一枚一九cm 江013-378)

編者註

- ①本書翰は宍戸璣書翰。宍戸については既出一〇一一註①参照。
 ②江藤は明治五年三月十四日に教部省御用掛兼勤(「百官履歴(一)」)。

29 「明治五年」五月三日

(巻封表) 「江藤司法卿殿 式部寮」

御不参之趣致承知候、御用之儀者宣旨御渡可申義ニ候間、名代ニ而も快氣次第、参

朝相成候而も宜候間、此段申入候也

五月三日

(一枚一九 cm ㊦013-379)

編者註

①宣旨とは、明治五年五月五日に江藤が「正四位」に叙されたことを指すか(「百官履歴(一)」)。

30 「明治 年」五月四日

今日御所勞之旨被仰下、御可養專一ニ奉存候、来示七日之儀、大木殿申入候處、差支無之旨返答有之候ニ付、七日に相決し候間、此段貴酬まで如此御座候候、頓首

五月四日

(一枚一八 cm ㊦013-380)

31 「明治五年」五月七日

近頃少々御快方之由、先々大慶、猶無御怠御療養奉禱候、小子ニも兼日申分耳有之、且先日より聊加症モ有之、中々ニ入院治療相加候方可然、佐藤より之勸ニ依り、一昨日より入院、今日當ホフマン江

診察為致善御坐候、先生ニもホフマン江御頼被成度思召之由、過日相良柳逸江御沙汰有之、然末佐藤江右之次第被相談候處、佐藤申候ハ、ホフマンよりハモルラール江御頼之方可然被申聞候趣、今朝

相良某より沙汰相成候故、小子ニハホフマンを勸、先生ニハモルラールを被相勸候次第、如何之見込ニ有之哉、及訊問候處、先生ノ御病症ハ全ク外部之事故、モルラールヲ御勸致シ、小子ハ又心肺杯ニ申分ハ無之哉ト被存候故、ホフマンを被相勸候ト申事御坐候、猶御勸考之為、右之次第申上候、何れを御申受ニ而も幸小子入院罷在候事故、御取次可仕候、此段御伺旁、勿々如是御坐候、頓首

五月七日

追而、相良生未雨天故、療治無之、一躰者昨日療治相成善之處故、何れ兩三日中ニハ療治可有之ト被存候、以上

(一枚一七 cm ㊦013-381)

編者註

①本書翰は小代永重書翰。

②テオドル・ホフマン(一八三七?)は、ベルリンのウィルヘルム軍医学校で学び、内科学を修めた。共に来たミュルレルの推挙によって、明治四年八月に来日した。ミュルレルの指導下に、大学東校の医学教育の確立に寄与した(石橋長英・小川鼎三『お雇い外国人9 医学』一九六九、鹿島出版会)。

32 「明治五年」五月十七日

(巻封表) 「司法卿殿 司法省

履歴録」

(巻封裏) (印) 「中田」

今度城門鑑新二御受取相成候二付、兼而御受取被成候正院御印章、返上致度候間、御渡被下度、此段申上候也

五月十七日

(一枚一六cm) 〔013-382〕

編者註

①「印」の中田は、中田憲信か。「明治五年二月官員録」では司法省権中録、「明治六年一月官員録」では同省大録。

33 (慶應四年) 五月二十日

今般別紙之通被仰付候條、不都合之儀無之候様、早々取調可被致候事

五月廿日

豆相 軍監

大久保中務少輔殿

(一枚二〇cm) 〔013-383〕

編者註

①豆相軍監は三雲為一郎。三雲については既出三一―1註④参照。
②大久保中務少輔は荻野山中藩主大久保教義(一八二五―一八八五)。

34 (明治五年) 五月二十三日

御指示之趣承知いたし、既二昨夜奏任一同へ相達置候間、此段御答
迄申進候也

申五月廿三日

江藤公

執事

(一枚二八cm) 〔013-384〕

編者註

①本書翰は司法省十八行野紙。

35 (明治 年) 五月二十八日

(巻封) 「捧渡」

奉謹誦候、霖雨漸ク快晴ニ趣候處、倍御安泰、殊ニ御異例漸々御快
方之趣奉拝賀候、相良様ニも御養治後奏効未タ判然いたし不申、兎
角御難治、十之八九ニ居申候ト奉存候、御内閣様御眼病之由、嗚々
御難苦奉存候、御尊諭之趣、真謬刺原氏へ相談仕候處、委曲領掌被
致、明廿九日昼第二字至第三字間ニ上野同氏寓居御来訪被遊候様被
申聞候、此段拝酬まで奉呈拙毫候、頓首

五月廿八日

(一枚一七cm) 〔013-385〕

36 (慶応四年) 六月二日

(巻封) 「江藤新平殿

御談不進

口述

日々御草臥ト存候、扱水道一件、今日徳川家来呼出し罷出候哉、作事奉行引渡方如何、大ニ懸念、先つ一寸御尋申入候、何卒折角御盡力被下度、此段御尋旁如是候、自然徳川引渡方手間取候へハ、何とか外ニ御勘考可給候、尚明朝登營、萬々可申述、仍如是候也

六月二日

(一枚二二 cm) 013-386

37 [明治 年] 六月十四日

御紙上拜見仕候、然者陶器之儀、今日大納言殿ヲ進し被申上候付、図躰共注文差遣候義、見合候様之義承知仕候、尚右進上被申上候付、御挨拶被仰下候趣、以序私カ

大納言殿へ申入候様、是又奉畏候、此旨御受まで、早略、頓首再拜
六月十四日

(一枚一八 cm) 013-387

編者註

①本書翰は江藤新平の文案。

②裏面に「奉畏候」の練習字あり。

38 [明治四年] 六月二十三日

(卷封)「江藤中辨殿 制度局」

拜見、御所勞兎角御快方ニ無御坐御不參之由拜承、會議都合之義も承知仕候、日々苦熱難堪候、御病中別而御自愛之程奉折念候也

六月二十三日

(一枚一八 cm) 013-388

39 [明治四年] 六月二十九日

一、新貨條例 巻冊

右ハ今日御配達ニ相成候間、即差上申候、御落手有之度候也

六月廿九日

制度局

江藤中辨殿

(一枚一八 cm) 013-389

編者註

①明治四年六月二十七日、新貨条例が定められる。これは、新貨幣の呼称を円・銭・厘とし、十進法・一位法で、旧貨幣の一兩を一円とする日本最初の金本位制である(『近代日本総合年表』)。

40 [明治 年] 七月一日

(卷封)「権大丞公 新平拜

(判読不能)

今日ハ御伴可仕御約束仕置候得共、無據御用出来、何分ニも罷出候義不相叶、宜敷御脇様へ宜敷御傳達奉願候、此旨御申入まで、早略

頓首

七月朔日

(一枚二三 cm) 013-390

41 〔明治五年〕七月四日

〔卷封〕「江藤卿殿下 侍史」

貴翰拝承仕候、愈御清適奉敬賀候、萬事相調生ノ喜不堪感荷候、何れ退省之節參殿奉謝候、恐々謹言

七月四日

（一枚一六 cm ㊦013-391）

42 〔明治 年〕七月十一日

過日ハ御来状被下候処、何之御構も不申上奉恐入候、其砌今日ハ飯倉町金剛江御供可申上御約束申上置候処、差掛無據儀出来、何分其儀不任所存候ニ付、今更乍失敬御断申上度、宜御含可被下候、此段為御断、早々如斯御坐候、頓首

七月十一日

（一枚一八 cm ㊦013-392）

43 〔明治五年〕七月十二日

〔卷封表〕「卿公閣下 章程局」

〔卷封裏〕「緘」

拝啓、章程一冊差上候、匆卒致浄書、中ニハ見苦敷場所も有之、不

行届之段奉恐入候、謹言

七月十二日

（一枚一七 cm ㊦013-393）

編者註

①『明治史要』明治五年八月三日条に「司法省官制ヲ改メ、職制及章程ヲ定ム」とあり、これと関連するか。

44 〔明治四年〕七月十五日

兵部省ヨリ差出有之候兵部省事務規則取調書、御手許ニ有之趣ニ付、早々御差出有之度、此段申入候也

太政官

七月十五日

出仕中

江藤従五位殿

（一枚一七 cm ㊦013-394）

編者註

①兵部省は明治二年七月八日に設置、明治五年二月二十八日に廃され、陸軍・海軍二省となる（『明治史要』）。

45 〔明治 年〕七月二十二日

美濃紙と一所ニ太政官ノ毛紙（マヤ）二十枚計りもち有之候書付ヲ急ニ此人へ封印ヲ致し可被差遣候、尤右書付ヲ開キ見候得者、中程ニ以前ノ印ニ而大臣局議事局長官局と認メ有之候処ニ筋ヲ引有之、其上ニ張紙ニ而、又右三局書認メ検ト云字ヲ書キ、左右大臣大納言參議と書キ有之候、是ハ目印ノ為メ申入置候、早々

七月廿二日

(一枚一八cm ㊦013-395)

46 [慶応四年] 七月二十二日

拝具、命之趣キ奉拝誦候、陳ハ御轉宅ニ付而ハ彼是之御出費奉存候得共、差附調金モ届兼候間、先以壹円丈差上、本月分之残額ハ明日迄何ト欺取計含ニ候間、此旨御了承被下度候、艸々拝報

七月廿二日

(一枚二四cm ㊦013-396)

47 [慶応四年] 七月二十四日

(巻封)「江藤新平様 御使番

急々

」

今朝、下参謀より上原十助宅番人交代之儀談ニ相成候處、于今交代無之由申出候ニ付、早々御執計被成下候様、下参謀より申聞候、此段御掛合仕候、已上

七月廿四日

(一枚二二cm ㊦013-397)

編者註

①上原十助は、既出七一註②参照。

48 [慶応四年] 七月二十五日

(巻封)「江藤新平様 御使番」

上原十助宅交代人数未御差出無之旨、池田藩より申出候、右ハ如何様之次第候哉、否早速御申越可被成下候、以上

七月廿五日

(一枚二二cm ㊦013-398)

49 [明治五年] 七月二十五日

司法事務職制法

右御越可被下候也

七月廿五日

制度局

江藤殿

(一枚一九cm ㊦013-399)

編者註

①司法事務職制法とは、司法職務定制のことか。

50 [慶應四年] 七月二十五日

別紙之通相認、只今西城江差出候處、御退散後ニ相成候間、尚又御手許江奉差上度奉存候、以上

七月廿五日

(一枚二〇cm ㊦013-400)

編者註

①本書翰は字体から見て坂本三郎書翰。坂本は「公武有司集覽」によれば会計官権判事。なお既出八九書翰参照。

51 (明治四年) 七月二十九日

(巻封)「江藤様 犬塚拝」

拝呈、今朝御托相成候御袴地一差上申候、御落手可被成奉存候、早々ニ御坐候、頓首

七月廿九日

(一枚二〇cm ㊦013401)

編者註

①犬塚とは犬塚謙太郎。既出書翰一五参照。

②御袴地とは、鍋島直正遺贈のものか(五〇)一片山傳七書翰(明治四年六月二十二日付)参照。

52 (慶應四年) 七月二十九日

御紙^(御紙不也)□委細拝見、一昨日日出港今日帰府、直ニ御伺可申上と千萬奉存候得共、御用務多端取紛、明朝參上可仕と奉存候、□□□□開市期延之義ハ思召通り昨日漸ク各国公使を論厭シ、期限ハ追而此方布告可致と約定仕置候、左様御承知可被下候、左候而昨夜御懸合之洋銀吹替銀今十二三日も延引可致と之御事、右ハ御案内通外國人と期限を刻ミ吹替ノ為ニ請取り候金子ニ而、吹替御渡方相□□□□兼而彼レと條約取り替シ有之筋ニ而、横濱裁判所勤役中如何様談判仕候様無御座のミならず、預り置候金子其俣取り押へ置候通ニ而ハ、外國交際実不相立、且御一新已來於外國官ニハ飽テ御国威を立、信

義を基とし、旧幕因循之悪弊を悉掃シ、漸ク交際ノ基本相立候折柄、右様定理不相立談判難致、圖内之商民百姓を御スルとハ大ニ相違いたし、是等之義ハ兼而御了解外國官之責と御憐察被下度、且又銀坐悪銀等有之、吹替遅延いたすと申事杯ハ所謂 皇国之汚辱を外國ニ流す道理ニシ而、各国之公使へ對し難申述、勿論銀坐取調子方之義ハ江戸鎮臺府御創建已來嚴重精細之會計官ヲ御改革可相成ハ當然ニ候處、是迄其ノ邪正を監察せず有之始末ニ立至り、責元帥ニ在ル道理ニして、今更奸悪露頭其ノ小吏を改メ、根本ニ當ル會計官ハ其事ニ係わらず、銀吹替遅延杯と申し、不都合之義有之而ハ外國官難默許シ常理可有之、素リ諸局大挙賊征ニ尽力仕候義ハ不待論ヲ事ニ御座候得共、右様之取り計不仕、とても會計之策ハ十分可有之と奉存候、猶明朝拝姿之上御熟談、金策方協力同力尽力仕御座候、数拾萬之金子ハ如何とも可相成と奉存候、何卒御繰合四ツ時頃迄御在宅偏ニ奉希候、着懸取紛、早々以上、乱筆乱文御海容

七月廿九日

(一枚二〇cm ㊦013402)

53 (慶應四年) 八月二日

相應之天氣ニ而御坐候、弥御清穆被成御勤奉賀候、然者横濱送銀一條段々同勤より懸合之次第、大事ニも關係有之候様と之儀ニ付、断然決定是迄之通夫々相運候次第等、大久保方御懸合致候と奉存候、其末今日尚又五萬金御仕送可申上筈之処、今日者何分ニも届兼候趣、明日ハ夜を日ニツキ銀坐中出精吹立させ候積ニ而、今晚ハ夜

通し致候も吹立候様命し置候次第二而、會計二而も是非繰替調金いたし、今日之処ハ御送銀致ス心得二候得共、何分二も届兼、今日者千金之繰合も出来兼候次第何分御推察可被下候、何卒右之次第二付御配慮之程奉希候、且長谷川江も御談相成候唐金買入方等之儀、尚又遂々御願いつれ十分吹立為致度御坐候間、段入も且買入二付而之方組等御尊慮之程相何度、會計も錢なし之仕事二而兎角御方略之程も相伺御相談仕度、旁二付若し御隙も被為在候ハ、御序次第明朝茅屋御立寄被下道ハ被相叶間敷哉、重々奉希置候、将又明日方横濱御伴可仕申上置候得共、何分二も隙繰出来兼候間、御約束二ハ^{前送不也}之、御断申上候、此旨早々、頓首再拜

八月二日

(一枚一八 cm 江013403)

編者註

①本書翰は江藤新平の文案。

②裏面に「宗」「惣」「森」「林」「竹」の練習字あり。

54 (明治 年) 八月四日

益御安泰奉大賀候、先日方度々御来臨ヲ蒙り候処、不得拜鳳残念奉存候、扱申生義至急用向出来、今日蒸氣船にて暫時南部迄罷越し二付、暇乞參殿可仕処、差懸り不得其義付御無礼仕候、尤當月中二ハ帰京ノ積リニ御座候、頓首再拜

八月四日

(一枚一七 cm 江013404)

55 (明治 年) 八月七日

今日御閑暇ニ御坐候得者一献呈上仕度候間、御出奉待候、若御枉駕ニ不相成候得者、僕昇堂可仕候否、御左右可被下候、頓首

八月七日

(一枚一八 cm 江013405)

56 (慶應四年) 八月七日

拜啓、美葉御患被下辱拜載、今晚御閑暇共二而候ハ、古賀一平車田口幸太郎巨リ御連引御枉駕被成間敷哉奉希候、緩々上下総野邊之御風話拜聴仕可奉存候、此旨御礼迄、頓首再拜

八月八日

(一枚一八 cm 江013406)

編者註

①古賀一平は古賀定雄。既出九三—一註①参照。

57 (慶應四年) 八月十二日

別紙大村方申越之議ハ、直二同方江及返答候間、左様承知可被下候事

八月十二日

三人方

江藤殿

(一枚一九 cm 江013407)

58 (明治 年) 八月十三日

先達而御内話申上置候石丸忠英、本日御宅差上候間、暫時御引合被成下度、尚一件ハ御含置被成下候様、僕方も偏ニ懇願仕候、一鉢ハ同道參殿之心得罷在候得共、無余義御用筋有之、其義不相任、いつれ近日中御礼旁參上萬々可申上、先ハ早々頓首

八月十三日

(一枚一七cm ㊦013408)

編者註

①石丸忠英は、佐賀藩士。明治十八年、馬場禎四郎と軍人養成学校「干城学校」を、現在の佐賀龍谷高校の所在地に設立した。

59 (慶應四年) 八月十四日

以切紙啓上仕候、今朝者銀坐御出張懸ケ御立寄之節、御用も被為在候由之處、存外出勤遅刻、御不都合之御儀と恐縮此事ニ御坐候、陳者其御留役衆へ被仰達候件々委細敬承、少々昨日之御文意心得違仕候故、岡田屋外志人捕獲之儀未々夫々手配も不仕罷在、手後レ相成候段御用捨可成下候、午前急飛脚を以神奈川裁判所江捕渡之儀申遣候間、出帆以前ニ候得者多分今夕中ニ捕方行届可申哉と被察候、尤當地堀江町店之方者猶夫々手配仕置申候、将又別紙名前之ものハ御知ル人に被為在候哉、今般之一件ニ聊引合居、且同人より官金可取上ケ確證も御坐候間、一体之身分等御承知ニ被為在候ハ、相伺度、併明朝例刻之御登

城ニ候ハ、御刻限前迄ニ一寸參上可仕と奉存候間、其節別紙之も

の取斗方等巨細御趣意相伺候様可仕候、此段不取敢為申上如此御坐候、以上

八月十四日

(一枚一八cm ㊦013409)

60 (慶應四年) 八月十五日

昨夜御談判御坐候旧幕ヲ申付候用金上納調書之儀、今日致詮議候處、都而御懸合者昨日も無御坐候、仍而今日急ニ致詮議候處、去ル丑年用金申付候受書之分数冊有之、昨年立替金諸問屋江申付候調書ハ仲々急ニ取調出来兼候、右ハ孰レ之分ニ而宜候哉、早々御答被成下度、為其如此御坐候、頓首

八月十五日

(一枚一六cm ㊦013410)

61 (明治 年) 八月十七日

拝呈、昨今聊秋氣相生候處、爾来倍御清安御奉務奉賀候、然ハ過日ハ初二御来駕被成下候處、邸中尚更何之風興も無御坐、匆卒千萬奉恐入、右ニ御こりなく何時もさし支無之候間、御閑暇之御ハ御押かけ被下度奉願候、早速御禮義拝參之含候處、彼是取紛失敬罷過、伏而御寛恕□□こさ候、何レ一兩日内拝參、萬々御禮可申述奉存候得共、餘り失敬ニ付、一先延引ながら奉呈愚毫候、書外其内萬々不備、頓首

八月十七日

再白、御依頼一条之定て御尽力被成下候御事と奉存、委細ハ其節得御意置候通り、何時交代も難斗、甚懸念此時こそ候間、兎角御憐察を以無御失念、御光配申上までも無之候、就而ハ不得意々之場ニ而ハ就中才氣も相伸不申候間、何卒可然場處へ御見姿被下度、旁御依頼仕儀ニこそ候、書外ハ拝眉上萬々可申上奉存候

(一枚一八cm 江013411)